『日本橋・東京駅前地区 地区計画・高度利用地区の手引き』地区計画区域についてのお知らせ

中央区都市整備部建築課

2023.11

日本橋・東京駅前地区地区計画は、都市計画の変更に伴い、一部区域に変更が生じいてます。

現在、区ホームページおよび窓口配布をしている『日本橋・東京駅前地区 地区計画・高度利用地区の手引き』に掲載している区域図につきましては、本紙の通り読み替えをお願いいたします。

■区域の拡大（令和4年3月24日変更）

※当地区の区域拡大に伴い、日本橋問屋街地区地区計画、人形町・浜町河岸地区地区計画の区域変更を行っています。

■区域の除外（令和5年1月13日変更）

※当地区の区域から除外した京橋三丁目地内には、別途、有楽町・銀座・新橋周辺地区地区計画を定めています。

P2：地区計画及び高度利用地区の区域・種類等

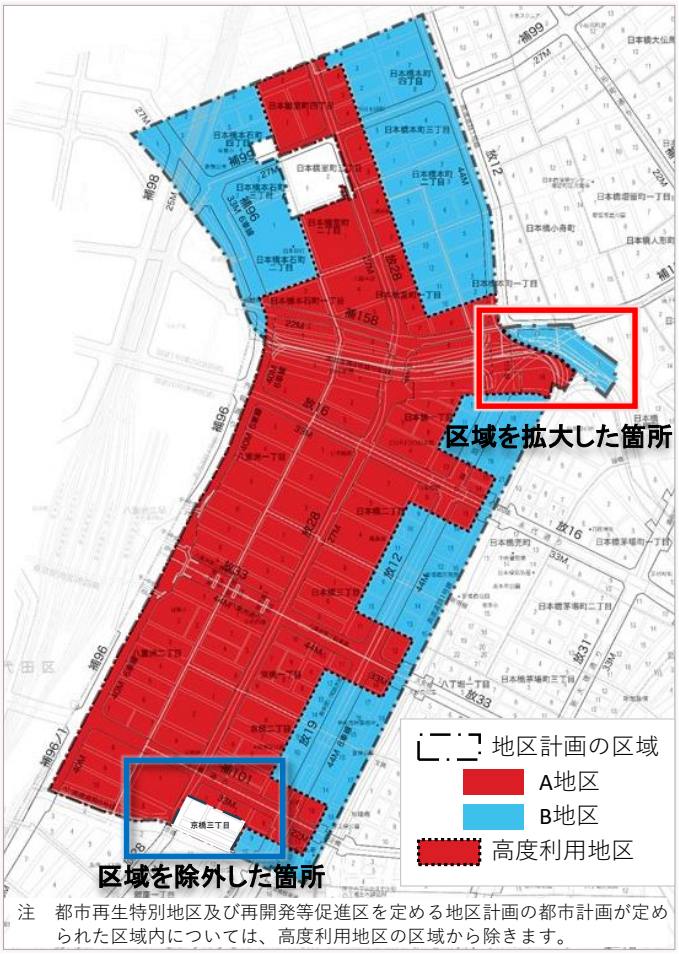

注　都市再生特別地区及び再開発等促進区を定める地区計画の都市計画が定められた区域内については、高度利用地区の区域から除きます。

P5：X道路に指定した道路、日本橋川

※X道路に指定した道路に変更はありません。

P9：歩道等の幅員により容積率を緩和する路線

※容積率を緩和する路線に変更はありません。